

空き家管理代行サービス 利用規約

1. 管理内容について
 - (1) 申込み該当物件において月1回、空き家の管理及び点検の履行
 - (2) 空き家管理に係る基本作業と、施錠確認及び近隣への安全確認等
 - (3) 管理報告書（写真添付）を実施後10日以内に郵送、電子メールまたはFAXにて報告

2. 利用期間について
 - (1) 申し込み日より1ヶ月毎に更新（申込者から解約の連絡が無い場合自動更新）
 - (2) 本サービスは令和6年8月31日までとし、期間中の利用は無料とする

3. 基本作業について
 - Aコース：屋内の設備の管理と点検、屋外の設備及び外構の管理と点検
 - Bコース：屋外の設備及び外構の管理と点検
 - Cコース：屋外からの目視による点検

4. 契約の解除について
解除希望月の前月10日前までに受託者へ連絡

5. 責任の範囲について
 - (1) 管理物件の状態を維持することが目的ではなく、物件の劣化や汚損及び破損については、受託者は責任を負わない。
 - (2) 管理物件の付属施設や工作物についての汚損及び破損について、受託者は責任を負わない。
 - (3) 管理物件内に家財があった場合、その紛失や破損について、受託者は責任を負わない。
 - (4) 下記の事項が起こった場合、受託者は責任を負わない。
 - ア：天災、火災、放火による被害
 - イ：空き巣等による盗難被害
 - ウ：貴重品や貴金属等の紛失及び破損や損壊
 - エ：庭木等の枯れ
 - オ：基本作業範囲内の点検では確認できない箇所での破損や損壊
 - カ：屋内及び屋外の経年劣化による破損や損壊
 - キ：動物による破損や損壊
 - ク：湿気やカビによる破損や損壊
 - ケ：上記事項のほか受託者の責に帰すことができない理由で発生した破損や損壊

6. 鍵の借用について
本サービス利用において受託者は管理を行う物件の鍵を以下の条件により借用する。
 - (1) 紛失等した場合は損害賠償の責を負うこと
 - (2) 転貸をしないこと
 - (3) 合鍵を製作しないこと

7. 協議について
本規約に定めない事項及び規約内容の解釈に疑義を生じたときは、依頼者、受託者は 誠意をもって協議し、その解決に当たる。

8. 個人情報の取り扱いについて
 - (1) 本サービス申し込みに記載された個人情報については、当サービスの利用目的以外では使用いたしません。
 - (2) 本サービス申し込みに記載された個人情報を、第三者に開示・提供することは致しません。